

# 軽油引取税の課税免除の特例措置（廃棄物処理事業）

対象税目：軽油引取税（地方税）

## ① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 廃棄物最終処分場は、特性上、厳格かつ数十年単位の安定的な維持管理が継続的に必要とされており、搬入や維持管理に多額の経費が必要となる。しかし、廃棄物処理事業者は中小零細事業者が多く資本力が脆弱であることから、最終処分場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破碎、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要な機械等の使用に係る費用が変動すると、その事業の継続が困難となるおそれがある。この場合、維持管理等の作業の適正な実施が困難となる。また、廃棄物最終処分場の新設や増設には、法制上の厳しい基準を満たす必要があることに加えて、周辺住民等の理解や適切な土地の確保等のハードルがあり、廃棄物処分場の総容量の確保は容易ではない。以上を踏まえ、本制度により軽油等の使用を含めたランニングコストを抑制することで、地域の衛生環境の保全に不可欠な、廃棄物最終処分場における適切な最終処分（埋立処分）及び埋立終了後の維持管理の促進を図る。

## 当該措置の政策体系における位置づけ

環境省施策体系

- 4. 資源循環政策の推進
  - 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
  - 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

## ② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号、地方税法施行令附則第10条の2の2第9項

創設年度：昭和50年度

適用期限：令和9年3月31日

事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

- 廃棄物処理事業を営む者が廃棄物最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）で、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のものの動力源において、軽油引取税の課税を免除する。

## 減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
金額（億円）	5.1	5.5	5.7	5.4	5.7	5.6	5.7

（出所）各都道府県免税軽油使用量調査（環境省実施）

## ③ アクティビティ

- 本税制の特例措置の対象となる最終処分場には、廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準が適用され、事業者は当該基準に則した処理及び維持管理を行う義務を負う。本特例措置により、この処理及び維持管理の義務の適切な履行に不可欠な重機等の機械に係る経済的な負担を軽減しその活用を援助することで、政策目的である廃棄物最終処分事業の適切な管理の継続を図る。

## ④ アウトプット

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	485	472	472	499	494	490
適用額（億円）	5.5	5.7	5.4	5.7	5.6	5.7

（出所）各都道府県免税軽油使用量調査（環境省実施）

# ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 本制度が適用されることで、廃棄物の最終処分方法である埋立処分に使用される重機・建機等の機械に係る軽油の負担を含めた処理費用の増加が抑制される。その結果として、最終処分事業における廃棄物最終処分量当たりの最終処分に要する費用の上昇を抑制し、計画どおりの事業を安定して継続できる。
⑤ 短期アウトカム	指標：廃棄物最終処分量当たりの最終処分に要する費用※ ※人件費、外注費等を除く。 目標値：前年同水準の維持 対象期間：1年程度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 最終処分に要する費用の抑制により現存する廃棄物最終処分事業が適切に維持されるとともに、安定した収支計画を見込みやすくなり新たな最終処分事業計画の検討が進む。その結果として、資源循環等による廃棄物最終処分量の減少分も加味され、必要な最終処分場の容量の残余年数が一定程度確保される。
⑥ 中期アウトカム	指標：一般廃棄物/産業廃棄物の最終処分場の残余年数 目標値：一般廃棄物22年、産業廃棄物 17年 （出典：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年環境省告示第6号）） 対象期間：5年程度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 最終処分場の維持に加えて新規設置や増設がさらに進み、最終処分量と最終処分場の容量の増加分が均衡することで、将来、廃棄物最終処分量の低減傾向が鈍化した場合においても、持続的に廃棄物の最終処分に必要な最終処分場の容量が確保される。
⑦ 長期アウトカム	指標：最終処分場の総容量 目標値：廃棄物最終処分場の新設・増設が進み、将来の廃棄物の最終処分に必要な最終処分場の容量が常に維持される。 対象期間：10年程度

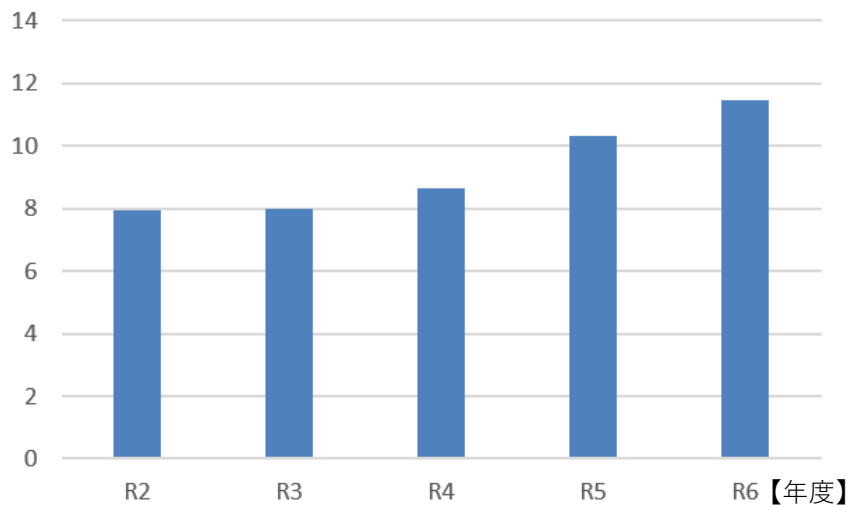
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
一般廃棄物処理事業実態調査	一般廃棄物における全国の最終処分の残容量や処分量等の実態が把握できるため。（政府統計）
産業廃棄物排出・処理状況調査	産業廃棄物における全国の最終処分の残容量や処分量等の実態が把握できるため。（政府統計）
各都道府県免税軽油使用量等調査（環境省実施）	免税軽油使用量やそれに伴う減収額を把握するため。（対象：各都道府県等、回収率85%）
産業廃棄物業界団体 アンケート調査	本制度活用者の実態（経営規模、中小企業割合等）を把握するため。（対象：400件、回収率44%）

●分析手法：廃棄物最終処分場における費用や残余年数、総容量の時系列分析  
 選定理由：複数年度の傾向を分析することにより、本特例措置が廃棄物最終処分場の確保に寄与しているか検証することが可能であるため。

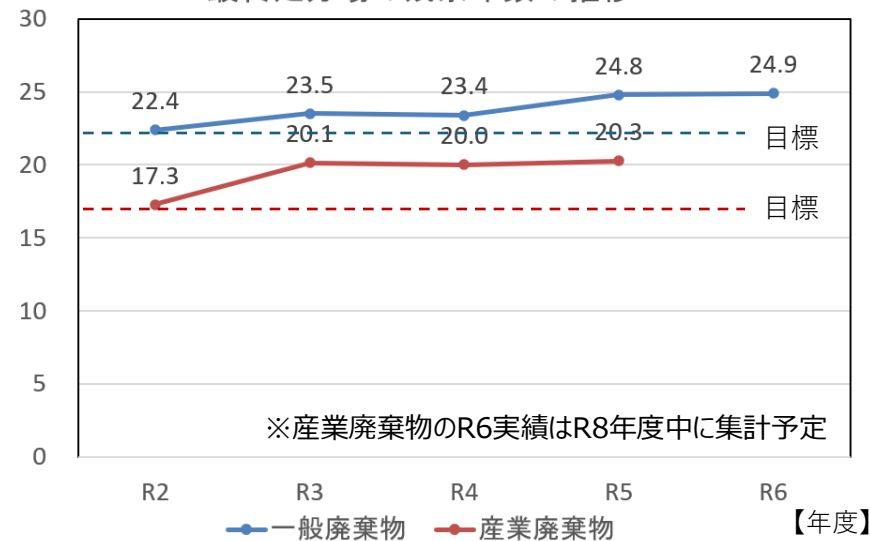
【短期アウトカム】廃棄物最終処分量当たりの最終処分に要する費用の水準の維持

【中期アウトカム】一般廃棄物/産業廃棄物の最終処分場の残余年数の維持

【百万円/千t】 廃棄物最終処分量当たりの最終処分に要する費用

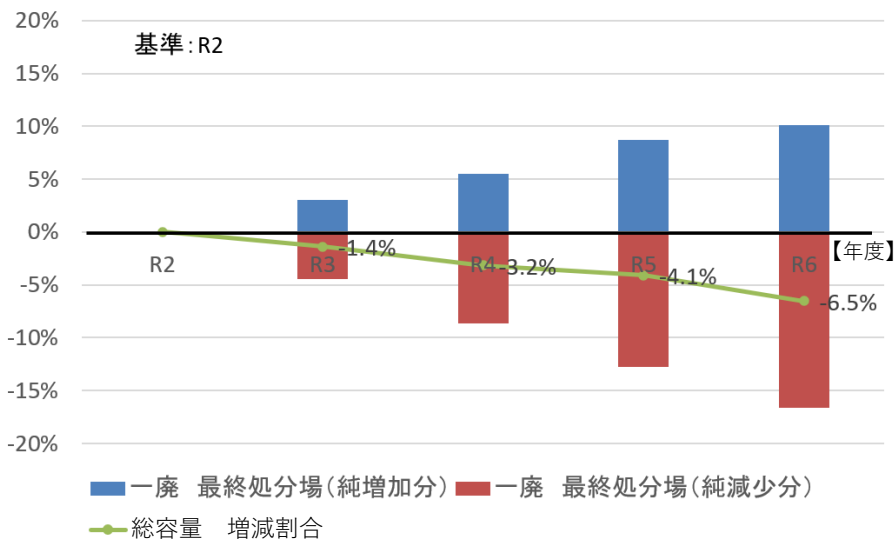


最終処分場の残余年数の推移

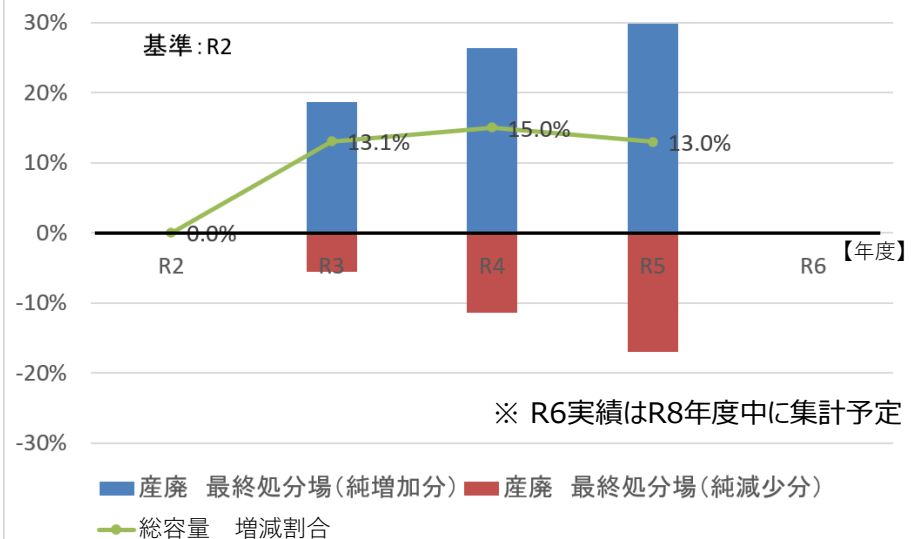


【長期アウトカム】一般廃棄物/産業廃棄物の最終処分場の総容量の維持

一般廃棄物の最終処分場 総容量の増減割合の推移



産業廃棄物の最終処分場 総容量の増減割合の推移



# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2～4年度は概ね前年同様の水準で推移しているものの、令和5、6年度で前年度比+10%を上回る変動となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余年数目標（一廃：22年以上を維持、産廃：17年以上を維持）を達成見込み。</li> <li>他方で、災害等に伴う大量の廃棄物が急に発生した場合には、残余年数が大きく減少する可能性があるため、引き続き残余年数の確保を継続する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の最終処分場は増設が進んだことにより増加傾向に転じており達成見込みである。</li> <li>一方で、一般廃棄物の最終処分場の総容量は減少傾向が継続しており現状では達成が困難な見込み。</li> </ul>

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、軽油価格が上昇傾向（全国軽油価格、R2:約115円、R3：約142円、R4：約149円、R5：約154円、R6:約157円（出典：経済産業省 資源エネルギー庁 石油製品価格調査））であることが、目標を超過した主な要因の一つであると思われる。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な収入源となる廃棄物の最終処分量は減少傾向にある一方で、処理に係る負担割合の変動の見通しが難しくなっていること等から、最終処分事業に着手しようとする者が躊躇してしまっている可能性がある。</li> </ul>

③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本特例措置により、最終処分に要する費用が一定程度抑えられることで最終処分事業の予見性が高まり、最終処分事業の計画が立てられやすくなることで、その容量の維持又は増加に一定程度寄与している効果が認められる。</li> <li>本特例措置を利用していない理由としては、適用される軽油の使用量が僅少であることや、対象となりうる重機等の他事業との切り分けが困難であること等であった。そうしたものを除き、適用対象事業者の範囲や地域・規模等に特定の偏りはない。</li> <li>なお、長期的には、最終処分事業における機械の動力源の電動化といった脱炭素化の推進も施策として重要となるが、現時点においては、使用される重機等の機械の電動化は、技術的・経済的に十分に社会実装されていないことから、引き続き本特例措置を講じることが重要。</li> </ul>		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本特例措置は、全国最終処分事業における埋立処分に係る費用の高騰を抑制することを目的としている。その対象は相当数に及ぶものであり、こうした費用に係る措置として、補助金等を交付する他の手法と比較して、手続き負担軽減の観点から、税制特例により措置することが妥当である。</li> <li>本特例措置は、その適用の対象を最終処分場内のみで使用される重機等で使用される軽油に限定していることから、必要最低限の措置である。</li> <li>最終処分事業の維持管理に関する、他の補助制度等は講じていない。</li> </ul>		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の安定的な事業の継続及び新たな最終処分場容量の確保に一定程度寄与が見込まれることから、特例措置の継続を検討する。</li> </ul>		
-----------	---	--	--

主担当部局：環境再生・資源循環局 資源循環課  
 共管担当部局：環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制担当参事官室